

令和2年度

事業計画

目 次

1	災害救護	1
2	救急法・健康生活支援講習等の講習	3
3	赤十字奉仕団	4
4	赤十字防災ボランティア	4
5	青少年赤十字	4
6	福祉事業	6
7	国際活動	6
8	赤十字大会	6
9	赤十字有功会活動	7
10	広報活動	7
11	会員等の増強	8
12	医療事業	9
13	血液事業	12
14	社会福祉事業	18

【参考資料】

赤十字年間のこよみ	24
日本赤十字社鹿児島県支部の現況	25
日本赤十字社鹿児島県支部の組織機構	26
支部主要役員及び支部施設一覧表	27
赤十字基本原則	28

令和2年度 事業計画

1 災害救護

災害救護は、日本赤十字社の行う最も重要な事業の一つであり、本県支部は、日本赤十字社救護規則に基づき常備救護班8班を設置し、災害救護活動に備える。

また、災害が発生した時には、自主的かつ迅速に救護班を派遣して災害救護活動を実施するとともに、県や市町村の行う救護業務に協力する。

このため、救護体制及び救護装備・資機材を整備するとともに、各種の防災訓練に参加し、幅広い救護活動が速やかに実施できるように努める。

(1) 常備救護班の設置及び活動

災害発生時に、被災地に救護班を派遣し傷病者の医療救護を実施するとともに、必要に応じて被災者や避難者の巡回診療を実施する。このため、災害時に即応できるよう、かねてから医薬品及び救護資機材の点検や救護班要員の教育訓練等を実施し、いつでも出動できる態勢づくりに努める。

◎常備救護班の編成状況

	医 師	看護師長	看護 師	主 事	計
1 個 班 の 編 成	1	1	2	2	6 人
常 備 要 員 数	8	8	1 6	1 6	4 8 人

(2) 災害救護訓練等の実施

ア 九州八県支部合同災害救護訓練

大規模災害時において、九州八県支部が相互に連携して統制のとれた救護活動を展開するとともに、広域的な支援活動が円滑に行われるよう、合同救護訓練を宮崎県支部の当番で実施し、当県支部も参加する。

イ 各機関が実施する防災訓練への参加

・鹿児島県総合防災訓練

奄美市において実施される訓練に救護班、地域赤十字奉仕団、赤十字アマチュア無線奉仕団などが参加する。

・桜島火山爆発総合防災訓練

鹿児島市(桜島)で実施される訓練に救護班、地域赤十字奉仕団、赤十字アマチュア無線奉仕団などが参加する。

・鹿児島市多数傷病者事故対応訓練

鹿児島市で実施される訓練に救護班等が参加する。

ウ 救護員研修

・鹿児島県支部救護員基礎研修、救護員フォローアップ研修

災害救護を取り巻く環境が多岐にわたってきていることを踏まえ、災害時の役割を認識し、新たな救護体制を再構築するとともに、救護員の量的確保並びに質的向上を図ることを目的に、支部管内職員を対象とした救護員基礎研修を実施する。また、救護員基礎研修既受講者を対象に、知識・技術の研鑽を目的とした救護員フォローアップ研修を実施する。

・全国赤十字救護班研修会

災害時の急性期医療を含めた日赤救護班の医療救護活動の強化と技術の向上及び大規模災害に備え、多様な医療ニーズに対応できる救護班要員の更なる育成を図ることを目的として、日赤本社が行う全国赤十字救護班研修会に職員を派遣する。

・日赤災害医療コーディネート研修会

災害時により効果的・効率的に関係機関と連携するとともに、救護班の活動調整等を実施することを目的として日赤本社が任命している災害医療コーディネートチームの能力向上等を図るため、日赤本社が行う日赤災害医療コーディネート研修会に職員を派遣する。

エ 日本赤十字社原子力災害対応基礎研修会

救護班要員等が、放射線環境下での救護活動に安全かつ安心して従事できるよう放射線や緊急被ばく医療体制等にかかる基本的知識及び放射線防護資器材の使用方法を習得することを目的として、鹿児島県支部において日赤本社主催の日本赤十字社原子力災害対応基礎研修会を実施する。

(3) 救護資機材の整備

災害発生時に円滑な救護活動が行えるよう、県支部及び地区・分区に必要な救護資機材を整備・更新する。

地区・分区

・災害救援車整備補助 @ 600千円×2台 1,200千円

(4) 災害救援物資の備蓄・配分

被災者に対し速やかに救援物資を配分できるよう、支部及び地区・分区に本社整備の毛布、緊急セットや、支部整備のタオルケット、ブルーシート等を備蓄し、災害時の配分に備える。

(5) 死亡弔慰金の支給

自然災害及び火災による死亡者1人につき、2万円を死亡弔慰金として遺族に対し支給する。

(6) 赤十字看護師の養成

救護看護師確保等のため、日本赤十字九州国際看護大学で日本赤十字社鹿児島県支部長推薦の学生を養成する。

・ 2年生 1人、3年生 1人、4年生 1人 計3人

また、鹿児島赤十字病院奨学生に対し、奨学金の一部を助成する。

・ 1年生 1人、2年生 1人、3年生 1人、4年生 1人 計4人

(7) 臨時救護の実施

公的機関・団体等が開催する大会・祭典等及び身体障害者、高齢者等が多数集まる会場において、不慮の事故等に備えるため医師、看護師等を派遣する。

(8) 義援金・救援金の募集

災害救護事業の一環として、県内外の被災者に対する義援金募金活動を積極的に実施する。また、海外における難民及び被災者に対する救援金募金活動も同様に実施する。

(9) 救護員等を対象とした「こころのケア」研修会の実施

被災者や救護員、ボランティア等が被る心理的影響の特性について、基本的な知識と理解を深め対処法を習得するため、救護員を対象とした「こころのケア」研修会を実施する。

(10) 防災・減災教育事業の実施

地域コミュニティにおける「自助」「共助」の力を高め、災害からいのちを守るため「災害エスノグラフィー」や「災害図上訓練 (DIG)」を中心とした赤十字防災セミナーを地域住民等を対象に実施する。

2 救急法・健康生活支援講習等の講習

(1) 講習会の開催

県民に健康で幸せな生活を送っていただくため、次のとおり講習会を開催する。

令和2年度講習会開催計画

講習種別	回数	受講予定者数
救急法	基礎講習	30回
	救急員養成講習	20回
	短期講習	200回
水上安全法	救助員養成講習	1回
	短期講習	30回
健康生活支援講習	支援員養成講習	1回
	短期講習	30回
幼児安全法	支援員養成講習	7回
	短期講習	40回
計	359回	18,105人

多くの方が受講しやすいように、土・日コースを設けてこれらの講習の普及に努める。

(2) 講習資機材の整備

講習会に使用する教本や資機材について次のとおり整備する。

ア 講習用教本、教材セット、心肺蘇生の訓練用人形

イ 講習用消耗品（AEDトレーナーパッド、消毒用薬品、吹込み用マスク等）

3 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の人道・博愛の精神に基づき、様々な実践活動を通じて、明るく住みよい社会を築いていくことを目的として活動しており、赤十字事業を推進する原動力である。

このため、赤十字奉仕団の指導者や団員を対象とした各種研修会を開催し、赤十字奉仕団の育成とその活動の拡充強化を図る。

(1) 赤十字奉仕団の現況（令和元年12月末現在）

地域赤十字奉仕団	61団	16,387人
青年赤十字奉仕団	1団	17人
赤十字アマチュア無線奉仕団	1団	387人
赤十字安全奉仕団	1団	148人
青少年赤十字賛助奉仕団	1団	39人
合 計	65団	16,978人

(2) 赤十字奉仕団の育成

赤十字奉仕団委員長会議の開催

地域赤十字奉仕団研修会の開催

青年赤十字奉仕団研修会の開催

赤十字安全奉仕団研修会の開催

赤十字ボランティア・リーダーシップ研修の開催

4 赤十字防災ボランティア

災害発生時に積極的に被災者支援活動の中心となるボランティアを養成するため、赤十字防災ボランティア養成研修会を開催する。

5 青少年赤十字

青少年赤十字は、次代を担う青少年が赤十字を正しく理解し、進んで赤十字運動に参加して、世界の平和と人類の福祉に貢献できるように、日常生活の中で、望ましい人格と精神を自らつくりあげることが目的とした事業であり、教師等を指導者として、幼稚園・保育所（園）、小・中・高等学校及び特別支援学校の中に組織され、学校教育・幼児教育の中で青少年赤十字活動が進められている。

本年度も、メンバーの資質向上及び指導者養成を行うとともに、青少年赤十字の目的を生かした活動の充実が図れるよう、教育行政機関の協力を得てその普及に努める。

(1) 校種別加盟の現状と令和元年度加盟目標

区 分	令和元年12月現在加盟数	令和2年度加盟目標
	学校(園)数	学校(園)数
幼稚園・保育園	71園	72園
小学校	304校	307校
中学校	128校	130校
小・中一貫校	3校	4校
高等学校	23校	24校
特別支援学校	4校	5校
計	533校(園)	542校(園)

※令和元年度から小・中一貫校は1校とカウントする。

(2) 講習会等の開催

ア 鹿児島県支部主催

- (ア) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センターの開催
(小・中・高校生対象)
- (イ) 青少年赤十字一日リーダーシップ・トレーニング・センターの開催
(小・中・高校生対象)
- (ウ) 青少年赤十字指導者育成講習会の開催
- (エ) 青少年赤十字指導者(担当者)養成講習会の開催
- (オ) 校長・教頭・指導主事対象青少年赤十字研修会の開催
- (カ) 園児のための青少年赤十字講習会の開催

イ 九州ブロック主催

- (ア) 九州ブロック青少年赤十字指導者養成講習会沖縄県支部開催
- (イ) 青少年赤十字海外派遣事業(令和2年度・休止)

ウ 本社主催

- (ア) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会
(令和2年度・休止)
- (イ) 青少年赤十字国際交流事業(1名派遣)
- (ウ) 指導主事対象青少年赤十字研究会(1名派遣)
- (エ) 青少年赤十字スタディ・センター(2名派遣)

(3) 研究推進校・園の指定

加盟校・園の青少年赤十字活動の充実強化を図るとともに、未加盟校・園の加盟促進にも役立てるため、青少年赤十字研究推進校・園を次のとおり委嘱し、研究を進め

ていただくこととしており、令和2年度は、初年度である。

指 定 校	県内中学校(予定)
指定期間	2ヵ年間（令和2年度～令和3年度）

6 福 祉 事 業

地域高齢者生活支援活動への助成

地域赤十字奉仕団が実施する在宅高齢者訪問等の生活支援活動に対し、助成を行う。

7 国 際 活 動

(1) 九州ブロック合同による国際活動

世界には、現在192の赤十字社・赤新月社等があり、日本赤十字社は、その一員として、紛争や自然災害などで苦しんでいる人々に対する救援活動や、発展途上国に対する開発協力等を行っている。なお、九州ブロック各県支部合同の青少年赤十字海外派遣事業については、来年度は休止する。

(2) 「NHK海外たすけあい」寄附金募集

毎年12月1日から25日まで全国一斉に展開される「NHK海外たすけあい」寄附金募集を、地区・分区及び各種赤十字奉仕団、青少年赤十字、県民各位の協力を得て実施する。

8 赤十字大会

5月の赤十字運動月間中に、会費等の増強と赤十字思想の普及を図る目的で開催される「全国赤十字大会」に参加する。また、赤十字事業の推進に貢献された方々を顕彰するとともに、日本赤十字社の社旨を広めることを目的として開催される「九州八県赤十字大会」に参加する。

(1) 全国赤十字大会

ア 期 日	令和2年5月
イ 会 場	明治神宮会館（東京都）
ウ ご臨席の妃殿下	日本赤十字社名誉総裁及び名誉副総裁各妃殿下
エ 参 加 者	有功章受章(彰)者、全国各都道府県支部地区・分区職員、赤十字奉仕団、その他赤十字関係者

(2) 九州八県赤十字大会

ア 期 日	令和2年11月
イ 会 場	大分県
ウ ご臨席の妃殿下	日本赤十字社名誉副総裁宮妃殿下
エ 参 加 者	有功章受章(彰)者、九州各県支部地区・分区職員、赤十字奉

仕団、その他赤十字関係者
オ 大会行事 有功章の授与、感謝状贈呈等

9 赤十字有功会活動

鹿児島県赤十字有功会は、赤十字活動に協力し、赤十字の人道博愛精神の普及とその事業の推進に奉仕するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的に活動している。

本年度も、有功会の目的を生かした活動を行い、その活動の更なる活性化を図る。

10 広報活動

赤十字事業への理解と協力を得るために、地区・分区、県内赤十字施設との連携強化や県支部オリジナルの広報資料の作成等を行い、積極的に広報活動を行う。

併せて、各種イベントへの参加、市町村社会福祉協議会や行政機関の広報誌への掲載のほか、支部施設への見学誘致などを行い、県民の赤十字思想の普及に努める。

(1) マスコミ等による広報

ア ラジオでの広報

赤十字思想・普及のため、地域のラジオ局に依頼し、スポット放送を行う。

イ 新聞広告による広報

5月の「赤十字運動月間」について、県民への周知を図るため、地元紙による広報を行う。

ウ 地元施設協力による広報

世界赤十字デーである5月8日を中心に、県内の施設に協力をいただき、建物を赤十字の赤色にライトアップし、赤十字運動月間の周知及び「人道」の理解促進に努める。

エ 屋外での広報

「赤十字会員増強運動」の周知を図るため、地区・分区や鹿児島市内百貨店等の外壁に「懸垂幕」を掲出する。

(2) 各種イベントにおける広報

ア イベント会場等での広報

県内のイベント会場において、赤十字コーナーを設け、赤十字事業紹介のパネルや救援物資の展示及び救急法体験や防災啓発等を行う。

イ 社会福祉大会での広報

各市町村社会福祉協議会主催の「社会福祉大会」において、赤十字コーナーを設け、赤十字紹介のパネルや救援物資の展示及び非常食炊き出し等を行う。

(3) 刊行物による広報

ア 支部発行

機関紙「赤十字かごしま」	年2回	65,000部
情報誌（電子版）	年2回	ホームページ掲載
ポスター	年1回	2,000部
事業年報	〃	650部
事業計画	〃	300部
赤十字運動月間用チラシ	〃	345,000部
赤十字運動月間の手引き	〃	11,500部
各種講習計画チラシ	〃	5,000部
JRC機関紙（ふれあいの窓）	〃	2,000部
高校JRC機関紙（光輝）	〃	1,000部

イ 本社発行

赤十字新聞	月刊	21,200部
パンフレット	年1回	16,700部
ポスター	年1回	2,700部

(4) インターネットによる広報

日本赤十字社鹿児島県支部のホームページを活用して、赤十字事業や各種の情報について若者を中心に広く県民各層に紹介する。

(5) 赤十字をもっと身近に感じてもらうための広報（赤十字施設の見学誘致・出前講座）

赤十字会館への見学を誘致し、見学者に対し、赤十字事業に関する説明及び救済物資の倉庫見学等を体験してもらう。また、遠方の方々に対しては、出前講座の実施や赤十字の活動・物資倉庫内の様子を収めたDVDを送付するなどして、会費の使途や多様な事業等、赤十字に対する理解を深めていただく。

1.1 会員等の増強

現在、世界各地では、地震・台風・洪水等による自然災害が頻発している一方、民族・宗教間の紛争・テロ行為等の人為的な災害も多発している。これに伴い、十分な食料、医療を受けることができず、今なお苦しんでいる人は、後を絶たない。

過去の大規模災害で多くを学んだ日本赤十字社は、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命を再認識し、日本を含む世界中のどこで大規模災害が発生しても、国際赤十字の一員として人道活動を実践していく必要がある。

この人道活動の実践のためには、財政の基礎となる会員の増強と会費等の安定的な確保による財政基盤の構築が必要不可欠である。具体的には、赤十字運動月間である5月を中心に、県下全域において、協賛委員をはじめ赤十字奉仕団や町内会役員の方々のご理解とご協力をいただきながら、会員（個人・法人）の増強と会費等の確保を図る。併せて、遺贈・相続財産による寄付の普及啓発や赤十字サポーター等に参加いただける企業・団体の募集に努める。

1 2 医 療 事 業

鹿児島赤十字病院は、公的医療機関として地域医療の進展に貢献していくため、一般病床120床をベースに災害時の医療救護、離島・へき地医療への取り組みはもとより、リウマチ・膠原病、関節・脊椎整形外科、脳神経外科領域を主とする急性期医療など、各診療科領域において特色ある専門的かつ高度な医療の適切な提供に取り組み、その使命と役割を果たしているところである。

これらの医療活動を円滑に展開していくため、医師・看護師等人材の確保や医療機器・設備の改善とともに地域医療連携の一層の推進等を図りつつ、平均在院日数の短縮、病床稼働率の改善・向上など引き続き経営収支の改善と安定化に取り組むとともに、医療サービスの質的向上・効率的提供や患者サービスの向上に努めることとする。

鹿児島県においては、平成28年11月に2025年における地域の医療提供体制のあるべき姿を示すものとして「鹿児島県地域医療構想」が策定された。そして、12月には「鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議」が設置され、当院においても、2025プランを作成し、平成29年12月の鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議において急性期120床を維持することの説明等を行い、平成31年2月の調整会議において、内容等について委員の方々の同意を得られたと報告を受けていた。

しかしながら、令和元年9月26日厚生労働省から「地域医療構想による統合再編等の再検証を要請する医療機関」が公表され当院も含まれていた。これは、全国の地域医療構想調整会議での議論を活性化させるものであり、現時点での病院の統合再編等を求めるものではないことも同時に示されている。当院としては、赤十字の使命である災害救護、離島・へき地医療の支援などをさらに強化・継続し、特色ある医療を提供する事で、地域・社会に貢献していきたいと考えている。

(1) 災害時における医療救護活動

災害発生日数の高い本県の気象条件、地理的特徴に鑑み、災害時に医師・看護師等を速やかに派遣し、その機能が十分発揮できるよう、常備救護班の整備や災害救護訓練に積極的に参加するなど、緊急時に備えておくこととする。

(2) 離島・へき地医療活動

離島・へき地住民のいのちと健康の支えとなる診療に尽くすため、へき地医療拠点病院として、離島・へき地診療所の医師の常駐化及び巡回診療活動を継続的に行い、無医地区住民への医療サービスの提供に努める。

ア へき地診療所医師・看護師派遣

三島村（4カ所） 延 245日 うち、医師の常駐拠点(三島村・硫黄島)

十島村（7カ所） 延 431日 うち、医師の常駐拠点(十島村・中之島)

計（11カ所）延 676日

イ 特定診療科巡回診療（国・県補助事業）

眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科の専門医のいない離島へき地4市町村（17カ所）を対象に、県医師会、鹿児島大学からの医師、看護師の派遣協力を得て、巡回診療に取り組むこととする。

(3) 消防・防災ヘリコプター積極的活用に係る医師搭乗システム及び鹿児島県ドクターヘリ搬送先医療機関の協力

平成21年10月から始まった本土内の病院間搬送や救急現場への出動のための、消防・防災ヘリコプターの積極的活用において、搭乗医師の派遣の協力を努める。

また、平成23年12月26日から運行された県ドクターヘリについても搬送先(受入)医療機関として協力を努める。

(4) 一般医療・難病領域等の特色ある診療活動

内科・リウマチ科・整形外科・脳神経外科等の領域において、当院の特色と専門性を生かし、疾病構造の変化等に適切に対応していくため、関係機関・鹿児島大学医局との連携・支援を得ながら、その体制整備と適切な医療活動に努めてきたところである。

また、救急医療及び術前検査実施等の充実により体制の強化を図るとともに、下記項目を重点事項として経営改善を図りつつ、地域医療事情・要望に適切に応えられる医療サービスの提供に努める。

- ア リウマチ膠原病等に対する適切かつ専門性の高い医療の提供
- イ 関節、脊椎疾患等整形外科領域の専門性の高い医療の提供
- ウ 「手の外科」領域の専門性の高い医療の提供
- エ 「脳神経外科」領域等を主体とする救急医療活動による貢献
- オ 「麻酔科部門」の体制整備充実による脳神経外科・整形外科領域の手術等の拡充かつ適切な医療の取り組み
- カ 放射線部門を始め各領域診断の充実
- キ 「疾患別リハビリテーション」に対応するため、理学療法・作業療法・言語聴覚療法の充実
- ク DPC（診断群分類別包括評価制度）対象病院としての運営の積極的な取り組みと後発医薬品の導入促進
- ケ クリティカルパスの見直しや後発医薬品の導入による材料費率（対医業収益比率）の改善

令和2年度経営指標（目標）

	入院	外来
1日当り患者数	108.0人	149.4人
1人1日当り診療収益	55,211円	45,307円
病床稼働率	90%以上	
平均在院日数	17日以内	

(5) 医師・看護師確保対策

ア 医師確保対策として、鹿児島大学医局との連携強化に努めるとともに、医師の事務作業を補助する専従者（医療クラーク）を配置し、医師の事務的業務負担軽減を図り、医師が本来の医療業務に専念できる体制の充実を図る。

イ 看護師確保対策として、「鹿児島赤十字病院奨学金制度」を活用し、日本赤十字九

州国際看護大学で看護師を養成する。

(6) 健康診断及び保健指導等

ア 集団健診の実施

地域・学校・職場等の団体を対象とした健診の実施

イ 各種健診の実施

- (ア) 全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診の実施（一般健診・付加健診）
- (イ) 国民健康保険・各共済組合生活習慣病予防健診の実施（人間ドック）
- (ウ) 日本赤十字社健康保険組合生活習慣病予防健診の実施（一般健診・付加健診）
- (エ) 特定健診の実施
- (オ) 脳ドックの実施

ウ 保健指導等

関係機関との連携による各種健康教室・医療相談・栄養相談並びに無医地区救急法講習会等を実施し、地域の健康づくりを支援する。

(7) 地域医療連携と援助活動

- ア ソーシャルワーカーによる社会福祉の専門的サポートと、地域医療機関等関係各機関との連携による相互援助活動を行う。
- イ 居宅介護支援事業所として介護に関する相談等に対応する他、ケアマネージャーによる適切なサービスの提供を図る。

鹿児島赤十字病院・理念

わたしたちは、人道・博愛の赤十字精神に基づき、心のこもった医療を提供します。

基本方針

- 1 患者中心の医療
患者の人権と意思を尊重し、十分な説明と同意に基づき、わかりやすい医療を提供します。
- 2 救急医療と災害救護の充実
地域に信頼される救急医療を目指すとともに、災害、事故などへの救護活動を使命とします。
- 3 専門性の高い医療の提供と地域との連携
リウマチ関節、脊椎、脳神経疾患を中心に専門性の高い医療を提供し、地域医療機関と連携強化に努めます。
- 4 離島・へき地医療の充実
離島・へき地の住民の方々の健康と心の支えとなる診療に尽くします。
- 5 医療従事者の教育と研修の推進
研修・研鑽を積むとともに、次代を担う医療従事者の教育・研修の場を提供します。
- 6 職場の活性化と健全経営
全職員が協力して、安全な管理と健全な運営を目指し、笑顔で働き甲斐のある病院にします。

13 血液事業

血液事業は国民の信頼のうえに成り立っている事業であり、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（血液法）に基づき、献血者の安定的な確保と安全な輸血用血液の供給を使命としている。

なお、同法においては、輸血用血液の国内自給を基本理念とし、血液事業の実行にあたっては、国、県、市町村、採血事業者、医療関係者等の各々の役割と責務が明確化されている。

しかしながら、少子高齢化に伴う人口構造の変化等に起因する採血量と供給量の不均衡への対応、また、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）に基づく輸血用血液製剤の安全性確保対策など、今後の持続可能な血液事業のためには、採血事業者である血液センターとしても、より効率的、合理的な事業運営が必要である。

的確な需要の把握に基づく血液の確保、安全で快適に献血ができる環境の整備、医療機関から信頼される供給体制の実現に向けて取り組むことは当然のこと、限りある血液の有効利用も真剣に考慮する必要に迫られている。

当血液センターでは、血液事業を巡る社会環境とニーズの変化を機敏に把握・対応し、地域輸血医療の技術的支援拠点として進化しつづけることができるように関係機関、県民の力を結集していくこととしている。

(1) 採血、供給計画

ア 採血計画

(単位：人)

採血施設	200mL	400mL	成分	合計	稼働数
血液センター	24	4,976	8,680	13,680	310
献血ルーム	90	6,054	9,941	16,085	313
献血バス	144	35,289		35,433	751
合計	258	46,319	18,621	65,198	
構成比(%)	0.4%	71.0%	28.6%	100.0%	
対前年比(%)	79.1%	95.1%	118.5%	100.7%	

イ 供給計画

(単位：本)

成分	200mL由来	400mL由来	成分由来	合計	200mL換算	対前年比
全血製剤	0	0		0	0	0.0%
赤血球製剤	760	46,830		47,590	94,420	100.1%
血漿製剤	230	10,058	1,816	12,104	27,610	97.6%
血小板製剤			10,130	10,130	101,300	104.3%
合計	990	56,888	11,946	69,824	223,330	101.6%
構成比(%)	1.4%	81.5%	17.1%	100.0%		

(2) 献血者確保対策

献血者の安定確保については、国の献血推進計画を踏まえ、「献血推進に係る新たな中期目標～献血推進2020～」に基づき、将来の献血者確保も踏まえ複数回献血の推進や集団献血の実施、献血周知度の上昇等、広く県民に献血への協力を仰ぐ必要がある。そのためには血液製剤の供給状況や献血状況などについて情報提供し献血意識を高めることが効果的であることから、輸血を受けた患者やその家族の感謝の声を伝える機会を増やし、献血思想の普及と血液事業への理解を深めるための取り組みを行う。

また、献血者の年齢層に応じた献血推進はもとより、企業、団体等への普及啓発活動や、献血推進ボランティア組織、献血協賛企業等の協力を得ながら献血者募集活動を行う。

ア 若年層の献血者数の増加対策

(ア) 学生献血推進協議会の育成

- ・ 県内の大学、専門学校生から組織されている学生献血推進協議会の育成強化。
- ・ 学生献血推進協議会主催の各献血推進キャンペーン（クリスマス献血、バレンタイン献血、ハロウィン献血等）を通じ、将来の献血を担う若年層に対し普及啓発を行う。
- ・ 学生献血推進協議会のメンバー在籍校での献血者確保強化。
- ・ 学生献血推進協議会メンバーによる同年代を対象とした献血セミナーを実施。

(イ) 次世代の献血者を育成することを目的とした若年層への献血思想普及啓発

10代の献血者層においては、献血への理解を深め、初めての献血を安心して行っていたくためにも、校内献血セミナーの開催や血液センターでの職場体験学習を積極的に行う。

また、特に高校生には、「男性は17歳から400mL献血が可能」であることを案内し、20代・30代の献血者層においては、継続的な献血協力をいただけるように、大学生を中心とした学生ボランティア組織や企業などへの働きかけと連携を強化し、献血しやすい環境の整備に取り組む。

また、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット（ホームページ、フェイスブック等）様々な広報手段を用いて献血の重要性を伝える効果的な広報を展開する。

- ・ 小学生：「楽しく学ぼうキッズ献血」の開催。
- ・ 中学生：「献血セミナー」の実施と「職場体験学習」の積極的な受け入れ。
- ・ 高校生：鹿児島県との連携による「献血セミナー」と「校内献血」を実施。
- ・ 大学生：「献血セミナー」と「学内献血」を実施。

(ウ) 「～献血ありがとう～いのちをつなぐ友の会」支援事業の推進

- ・輸血を受けたことのある「受血者や家族」で構成した「～献血ありがとう～いのちをつなぐ友の会」の活動（その声〔感謝の気持ち〕を献血者に届ける）による献血普及啓発を図る。

(エ) 各種イベント開催による献血推進と普及啓発

- ・献血推進キャンペーン（愛の血液助け合い運動月間、はたちの献血等）の実施。
- ・学生献血推進協議会が主催する献血キャンペーン（クリスマス献血、ハロウィン献血、バレンタイン献血等）を支援する。

イ 安定的な集団献血の実施

(ア) 事業所（企業）献血の推進

- ・集団献血等に積極的に献血に協力して頂ける事業所へ「献血サポーター」に加入していただき、献血活動へのさらなる理解と協力をいただき、県、市町村と連携し事業所訪問活動を行うとともに定期的・効率的な集団献血を実施する。

(イ) 献血推進団体及び献血推進担当者との協働

- ・県内各種ボランティア団体（ライオンズクラブ、ロータリークラブ、青年会議所、地域奉仕団等）への協力依頼及び協働による献血を実施する。
- ・県及び市町村献血推進担当者、ライオンズクラブ担当者、事業所献血担当者等に対する研修会を開催する。
- ・県及び市町村献血推進協議会主催の献血セミナーを計画する。
- ・市町村合併後の献血推進協議会未設置の市町村に対し再構築の依頼を行う。

ウ 複数回献血の増加対策

- ・安全な献血者を安定的に確保するため、年間を通じ複数回協力いただける献血者から「複数回献血クラブ会員（通称ラブラッド）」の募集強化を図る。
- ・特に若年層に重点をおいた複数回献血者の確保と公的機関の献血協力者等を強化する。
- ・特に 400mL・血小板・血漿の安定的な確保と複数回献血者の増加を図る。

エ 血小板・血漿の安定確保

- ・血小板の安定確保のため血小板採血予約を強化し、分画製剤の需要も高まっていることから血漿についても安定的な確保を図る。

オ 鹿児島県赤十字血液センター独自の事業

(ア) 地域と連携した献血普及啓発

- ・地域の諸団体・商店街等と連携し、献血普及啓発に努める。

(イ) けんけつ応援隊の育成及び献血啓発活動の推進

- ・献血活動を推進する「けんけつ応援隊」を今後も随時受入れ育成し、広く県民に献血の普及啓発を図り、県民総ぐるみの献血運動を推進する。

(ウ) 「～献血ありがとう～いのちをつなぐ友の会」支援事業の推進（再掲）

(エ) 安心して献血ができる環境の整備

- ・献血ルームはもとより移動採血の現場においても、休憩スペースの確保など献血者が安心して献血できる環境の整備に努めるとともに、献血に対する一層のイメージアップを図る。

特に、初回献血者には事前説明を十分に行うことで不安を軽減し、献血後のケアにも取り組むことで採血副作用の防止に努める。このほか、生化学検査、血球計数検査成績のお知らせを希望される方には、引き続き実施する。

(3) 血液製剤の品質保証、献血者対応、研修生受入

ア 血液製剤の品質保証

- ・医療機関に供給する血液製剤の品質、有効性及び安全性を確保するため、関係法令や管理基準等を遵守しながら品質管理体制の強化及び品質システムの普及に努める。
- ・血液製剤に係る品質管理については、品質改善管理及び変更管理を運用し、PDCA サイクルにより継続的改善を実施する。

イ 献血者対応

- ・献血者等からの相談等に対して、適切な対応を行い、献血者の健康管理を支援し血液事業への理解と協力を求める。

ウ 研修生受入

- ・鹿児島大学医学生の臨地研修生を受入れ、将来、地域医療を担う医学生の血液事業に関する理解を深めるとともに、献血推進の体験などの研修を行う。

(4) 供給に関する対策

ア 供給予測の精度向上

- ・県民への安全・安心な輸血医療促進のため、貴重な献血血液のさらなる安全性・品質の確保等を行い、血液製剤の使用量等にも十分配慮しながら血液製剤の有効利用が図られるように供給予測の精度向上に努める。

イ 定時配送の向上

- ・鹿児島県赤十字血液センター供給課、鹿屋出張所及び川内出張所の 3 施設から、医療機

関へ血液製剤を直接配送する血液輸送管理体制を更に強化し、真に緊急を要する場合の適格な対応が取れる体制を図れるように定時配送の向上に努める。

ウ 新血液製剤（WEB）発注システムの推進強化

- ・現在の血液製剤発注システムから 2020 年は新血液製剤発注システムに更新となることから、血液製剤使用量の多い県内上位 50 医療機関を対象に、新血液製剤発注システムの発注方法について、本部から講師を招き「鹿児島県医療機関輸血担当者研修会」で説明していただく。また、供給係と学術係で協力しながら医療機関を訪問し新血液製剤発注システムの推進に努める。

(5) 学術・品質情報に関する対策

ア 医薬情報活動の充実

- ・医療機関が安全な輸血を行うための支援や医療機関のニーズ等に的確に応え、相互の信頼・協力の維持に努めるとともに医療機関への積極的な訪問活動を実施し、血液製剤の品質、有効性及び安全性に関する情報提供等を行い、安全かつ適正な使用を推進する。また、血液製剤の使用実態や遡及調査の情報収集に努める。

イ 血液製剤の販売後安全管理

- ・輸血用血液製剤の使用による有害事象をはじめとする安全管理情報の収集、対応を適切かつ円滑に実施する。また、医療機関等からの輸血用血液製剤の使用による副作用・感染症情報を含む有害事象、コンビネーション製品の不具合情報等における有害事象、安全管理情報の収集・対応に努める。
- ・安全管理統括部門が入手した学会・文献等における有害事象、厚生労働省等から連絡された有害事象について安全管理実施部門における安全管理情報の収集・対応に努める。

ウ 血液製剤の適正使用及び有効利用の推進

- ・医療機関、行政、血液センターの代表者からなる鹿児島県合同輸血療法委員会が主催する鹿児島県合同輸血療法懇話会を開催し、各医療機関の情報交換・情報共有を行うとともに血液製剤の適正使用の必要性と有効利用に係る医療機関の理解向上を目指す。適正かつ安全な輸血療法の向上を図る。また、医療機関における輸血研修会等に専門職員の派遣を行うなど、技術的な支援を行う。

1 4 社会福祉事業

特別養護老人ホーム錦江園は、昭和49年6月に日本赤十字社で初めての老人ホームとして開設され、平成25年1月に着手した建物全面改築工事を経て、平成26年2月から全室個室のユニット型特別養護老人ホームとして新たにスタートした。

平成29年3月には10床増床工事が完了し、平成29年4月から指定介護老人福祉施設事業（80床）と指定居宅サービス（短期入所生活介護）事業（2床）の定員で運営している。

令和2年度は、介護保険制度改正の方向性を確認しながら、適正な施設運営体制の整備に努め所定の介護料収入を確保するほか、入居希望者を随時受け付け、円滑な入居に努めることにより経営の安定を図ることとする。

同時に効率的な業務執行体制の確立、ユニットケアに取り組む職員の能力の向上に係る取組みを進める。

職員の処遇については、介護職員処遇改善加算並びに他職種まで含む特定処遇改善加算の取得を目指し人材の確保に努める。

介護にあたっては、入居者ごとに作成する施設サービス計画書や栄養ケア計画書、個別機能訓練計画書の充実・改善を図り、それらに基づいて入居者が安心して生活し、日常生活を営むことができるよう個別ケアに努める。

また、職員を対象とした各種研修会の開催や外部研修会への積極的参加、「サービス改善・向上委員会」等の各種委員会の定期的開催、計画的な口腔ケア、専門的な認知症ケアや看取りケアなどにより、入居者に質の高いサービスを提供するとともに、防火避難訓練の実施等により安全対策や環境整備に努める。

さらに、日本赤十字社長期ビジョンに関連する取組みとして、介護福祉士実務者研修を行う事業者と連携し、研修会場の提供等により当園を訪れる介護業界を志す者や地域住民との交流を活発に行い、地域に必要とされる施設を目指す。

<主な実践項目>

(1) 介護料収入の確保

- ・安定的な介護料収入の確保のため、円滑な入居に努める。
- ・減収の原因となる入院者を減らすために、日常の健康管理を徹底する。

(2) 職員の処遇改善と効率的な職員配置体制の確立

- ・介護職員処遇改善加算を確保し、処遇の改善や人材の確保を図る。
- ・特定処遇改善加算を確保し、介護職員以外の処遇にも配慮する。

(3) 入居者に質の高いサービスの提供

- ・職員の資質向上と職業倫理の徹底を図るため、各種研修会の開催や外部研修会に積極的に参加する。
- ・サービス担当者会議、栄養サービス担当者会議、個別機能訓練担当者会議等の各種会議や、サービス改善・向上委員会、感染症等対策委員会、介護事故防止検討委員会、身体的拘束適正化検討委員会等の各種委員会を定期的に開催する。

- ・専門的かつ具体的な口腔ケアを実施する。
- ・専門的で重点的な認知症ケアに取り組む。
- ・看取り介護に取り組む。
- ・ユニットケアリーダー研修修了者を育成し、充実したユニットケアに努める。

(4) 入居者の安全対策・環境整備

- ・年2回の防火避難訓練（夜間訓練を含む）及び防災訓練を実施する。
- ・機器等の定期点検及び浴槽水の水質検査等を実施する。
- ・年次計画により低床ベッドを購入する。

(5) 地域との連携

- ・介護福祉士実務者研修実施事業者と連携し、地域の潜在的な介護人材を受入れる。
- ・ボランティア及び実習生等の受入れを積極的に進める。
- ・園内行事への参加を呼びかけ地域との連携を深める。
- ・地域の方々や学校を対象にした介護講習や防災講習会などを実施する。
- ・地域内協力者（ボランティア、民生委員、家族会等）との意見交換会（地域福祉活動推進会議）を開催する。
- ・災害時に要援護者を受け入れる。
- ・地域行事に積極的に参加する。

(6) 情報の提供・公表、相談・苦情への対応

- ・ホームページを適宜更新し、地域や一般市民等に対して必要な情報を提供する。
- ・年2回発行する錦江園だより「さざなみ」の内容の充実を図る。
- ・相談・苦情申出窓口や苦情解決相談員（第三者委員）を配置して、各種の相談等に対して迅速かつ適切に対応する。

〈介護の方針〉

- (1) 全室個室のユニットケア施設として、一人ひとりの入居者の自由な意思と人格を尊重し、常に入居者の立場に立った介護サービスの提供に努め、今までの暮らしを継続しながら最期までその人らしい人生が送れるよう積極的に支援する。
- (2) 入居者ごとに作成する「施設サービス計画書」に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行い、入居者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう入居者の心身の状況に応じて適切な技術をもって介護する。
- (3) 食事の提供については栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮するほか、なめらか食の充実に努めるとともに、入居者の自立の支援に配慮して可能な限り離床して食卓で実施できるよう努める。
- (4) 身体拘束の廃止、介護事故の未然防止・再発防止、感染症（特にインフルエンザやノロウイルス）等の予防やまん延の防止、食中毒の予防など入居者が安心した日常生活を送れるよう努める。
- (5) 高齢者の尊厳保持の視点に立って、虐待防止など的高齢者の権利擁護のための取り組みを推進する。

- (6) 常に入居者の健康の状況に注意し、職種間の緊密な連携と協働による健康管理・介護に努めるほか、協力病院（鹿児島赤十字病院）との連携により入居者の健康管理に努める。
- (7) 個別機能訓練計画に基づき、入居者の心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能回復訓練（理学療法士による機能訓練等）を行い、自立促進と機能低下の防止に努める。
- (8) 協力歯科医療機関の歯科医師から入居者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導を受けながら計画的な口腔ケアを実施する。特に、栄養ケア計画書の作成や経管栄養食から経口摂取への移行について、個々の入居者ごとに必要な口腔ケアを専門的に行う。
- (9) 認知症介護実践リーダー研修修了者や認知症介護実践者研修修了者を育成して専門的な認知症ケアに取り組むとともに、施設サービス計画書や栄養ケア計画書に入居者個々人に応じた介護サービスの内容を記載し、入居者の立場に立った介護サービスを提供する。
- (10) 施設の機器等の定期点検および浴槽水の水質検査等を適切に行い、入居者の安全に努める。
- (11) 入居者用のベッドについて、年次計画で低床ベッドを購入し、入居者環境の整備に努める。
- (12) 生け花クラブ、移動図書館及び地域行事等への参加等により、入居者が情緒的に安定した穏やかな日々が過ごせるよう努める。
- (13) 地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、春のレクリエーション、秋祭り、敬老祝賀会等の行事を通じて入居者と家族、地域の方々等との交流を充実させる。
- (14) ボランティア活動や実習生等を積極的に受け入れ、入居者と地域社会との連携強化に努める。
- (15) 入居者の置かれている生活環境等を的確に把握し、入居者及び家族の相談・苦情等に適切に対応するとともに、必要な助言・援助を行う。
- (16) 社会福祉事業を行うものに期待されている地域における公益的活動を推進していくために、地域の民生委員などと密接に連携し、福祉ニーズの把握を行い、無料あるいは低額な福祉サービスを企画する。

< 参考資料 >

1 <入居者の出身市町村・年齢別の状況>

(令和元年12月1日現在)

出身地	性別	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳以上	合計
		鹿児島市	男		1	2	5	2	1	
	女	1	1	3	9	12	18	11	1	56
指宿市	男			1						1
	女				1			1		2
南九州市	男			1						1
	女				1		2			3
南さつま市	女		1				1			2
枕崎市	女			1						1
垂水市	女						1			1
中種子町	男					1				1
十島村	女							1		1
合計	男		1	4	5	3	1			14
	女	1	2	4	11	12	22	13	1	66
平均年齢 87歳3月 (男性：80歳10月、女性：88歳8月) 最高年齢 100歳0月 最少年齢 50歳11月										

2 <介護度の状況>

(令和元年12月1日現在)

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	平均介護度
人員	1	0	14	31	34	80	4.21

3 <日常生活能力>

(令和元年12月1日現在)

区分	歩行				食事			入浴			着衣			排泄								
	自力歩行	杖等の歩行補助器使用	車いす使用	歩行介助	自分で可能	一部介助	全面介助	自分で可能	一部介助	全面介助	自分で可能	一部介助	全面介助	昼間		夜間		便所		おむつ		
														自力	介助	自力	介助	自力	介助	自力	介助	
実数(人)	3	3	70	4	42	14	24	2	15	63	3	20	57	13	34	33	10	18	52			

【 参 考 资 料 】

赤十字年間のこよみ

月 別	日	記 事
1 月	29日	(1881年) 日本赤十字社の前身「博愛社」の規則を制定
2 月	17日	(1863年) ジュネーブに5人委員会誕生 (国際委員会の前身) アンリー・デュナンが提唱した国際救護団体 (現在の赤十字組織) 創設の意見を最初に取り上げた。
3 月	10日	(1921年) 赤十字国際委員会規約制定
4 月	1 日 11日 18日 23日	(1890年) 日本赤十字社看護婦養成開始 (毎 年) 昭憲皇太后基金配分 (1906年) サンフランシスコ震災に義援金送る (海外救護のはじめ) (1953年) 政府ジュネーブ諸条約に再加盟
5 月	1 日 5 日 8 日 12日 20日	(1877年) 日本赤十字社創立記念日 (1919年) 赤十字社連盟創立 (1828年) 赤十字の父アンリー・デュナン誕生 (世界赤十字デー) (1820年) 看護婦の母フローレンス・ナイチンゲール誕生 (1887年) 博愛社を日本赤十字社と改称
6 月	21日	(1888年) はじめて有功章社員章を制定
7 月	15日	(1888年) 磐梯山噴火に最初の救護班派遣 (平時災害救護のはじめ)
8 月	12日 13日 14日 22日	(1949年) 新ジュネーブ諸条約成立 (1910年) 看護婦の母フローレンス・ナイチンゲール死去 (1952年) 日本赤十字社法制定 (1864年) 最初のジュネーブ条約締結 (12か国が調印)
9 月	2 日 20日	(1886年) 万国赤十字社に加盟 (1934年) 東洋で最初の第15回赤十字国際会議を本社で開く。
10月	26日 30日 30日	(1863年) 赤十字の基礎となる規約制定 (赤十字創設) (1965年) 第20回赤十字国際会議において赤十字の基本原則宣言 (1910年) アンリー・デュナン死去
11月	15日 17日	(1886年) 日本政府、ジュネーブ条約に加盟、同日公布 (1886年) 日本赤十字病院創立
12月	7 日	(1926年) 初代社長佐野常民死去

日本赤十字社鹿児島県支部の現況

(令和元年12月末現在)

役員

支 部 長	三反園 訓
副 支 部 長	中 村 かおり
	中 山 清 美
本 社 理 事	岩 元 恭 一
本 社 代 議 員	5 人
監 査 委 員	3 人
評 議 員	4 0 人

医 療 事 業

病 院	1病院
診 療 科 目	9科
	内科・リウマチ科・循環器内科・呼吸器内科・整形外科
	脳神経外科・麻酔科・放射線科・リハビリテーション科
病 床 数	120床
医 師	21人
医 療 技 師	38人
看 護 師	114人

赤十字奉仕団委員長及び団員数

赤十字奉仕団支部委員会委員長	伊 佐 幸 子
・地域赤十字奉仕団 (61団)	
団 員 数	16,387人
・赤十字安全奉仕団委員長	岩 屋 幹 夫
団 員 数	148人
・青年赤十字奉仕団委員長	橋 口 菜 摘
団 員 数	17人
・赤十字アマチュア無線奉仕団委員長	松 木 孝 生
団 員 数	387人
・赤十字看護奉仕団委員長	(休止中)
団 員 数	人
・青少年赤十字賛助奉仕団委員長	野 村 大 綱
団 員 数	39人

血 液 事 業

血液センター・天文館出張所	
鹿屋出張所・川内出張所	
移 動 採 血 車	5台
献 血 運 搬 車	20台
医 師	7人
看 護 師	32人

社会福祉事業

特別養護老人ホーム	
入 所 定 員 数	80人
介護職員・看護師	51人
短期入所生活介護(ショートステイ)	2床

赤十字有功会

会 長 赤 塚 典 久	
会 員 数	375人(社)

青少年赤十字指導者協議会

会 長 六 笠 登 由	
役 員 数	44人

会 員 等

個 人 会 員 等	292,743人
法 人 会 員 等	726社

講習指導員

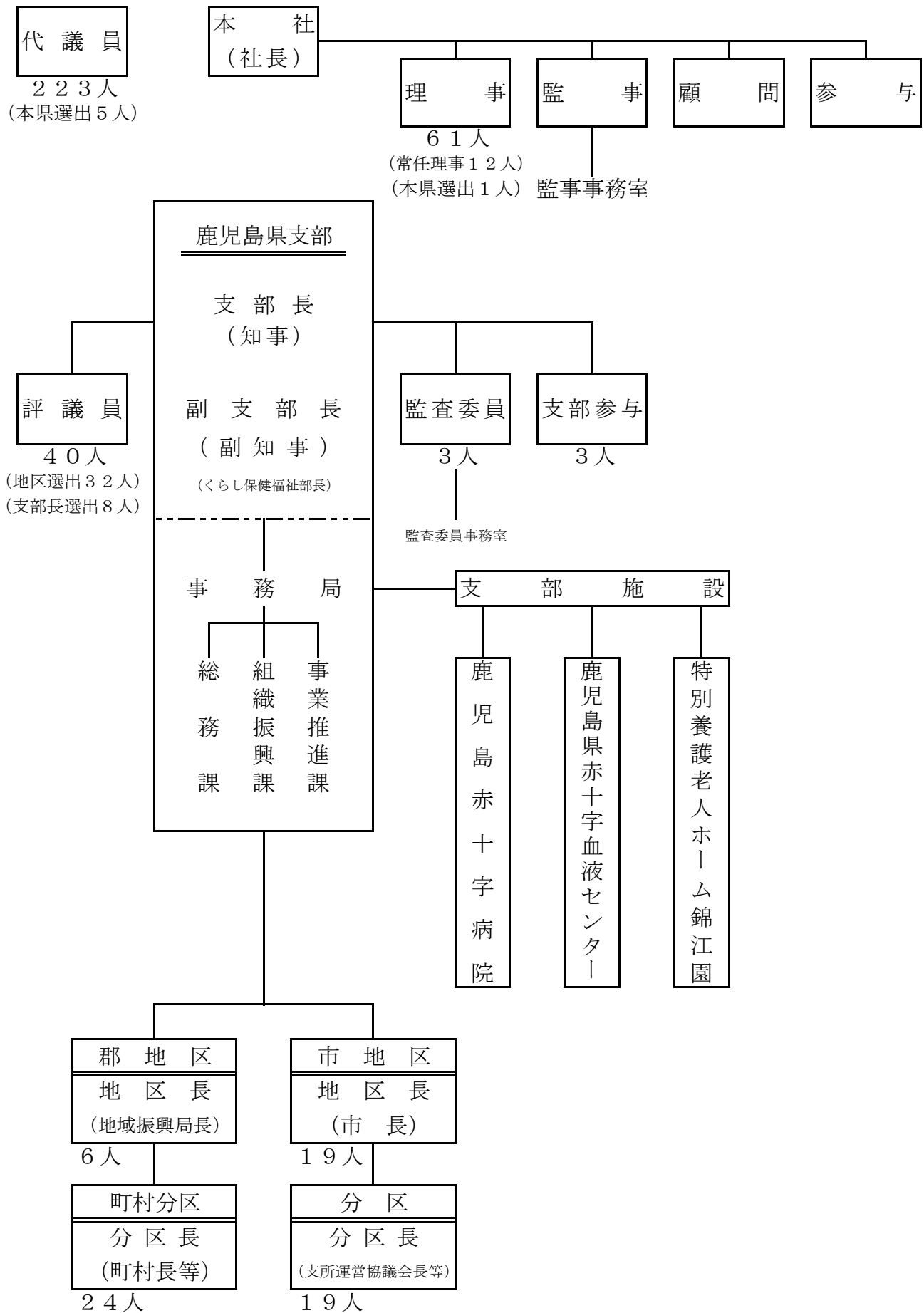
救 急 法 指 導 員	103人
水 上 安 全 法 指 導 員	43人
幼 児 安 全 法 指 導 員	36人
健 康 生 活 支 援 講 習 指 導 員	26人

救護・援護事業

常 備 救 護 班	8班
常 備 要 員	48人
無 線 基 地 局 ・ 移 動 局	86局
救 急 車	2台
災 害 救 援 車(地区分区分備含む)	66台
エアーテント	2基
フ レーム 式 拡 張 テント	3張
テ ン ト(地区分区分備含む)	151張
災 害 物 資 保 管 庫 等(地区分区分備含む)	91カ所
炊 き 出 し 用 釜 セット(地区分区分備含む)	75カ所

日本赤十字社鹿児島県支部の組織機構

(令和元年12月末現在)



支部主要役員及び支部施設一覧表

(1) 支部主要役員

(令和元年12月末現在)

役職名	氏名	現職	任期
支部長	三反園 訓	県知事	R1.7.28～R4.7.27
副支部長	中村 かおり	県副知事	H30.10.11～R3.10.10
〃	中山 清美	県くらし保健福祉部長	H30.4.1～R3.3.31
本社理事	岩元 恭一	山形屋 社主	H31.4.1～R4.3.31
〃 代議員	岩元 恭一	山形屋 社主	H31.2.14～R4.2.13
〃	田畑 誠一	いちき串木野市長	〃
〃	今別府 哲矢	薩摩川内市社会福祉協議会 会長	〃
〃	川畑 俊彦	南生建設 名誉会長	〃
〃	伊佐 幸子	赤十字奉仕団 県支部委員会委員長	〃
支部監査委員	上川路 長生	公認会計士・税理士	H30.7.1～R3.6.30
〃	大柳 俊一	県町村会事務局長	H30.4.1～R3.3.31
〃	下茂 孝一	元東市来町長	H29.6.24～R2.6.23

(2) 支部施設一覧表

名称	所属長名	所在地	〒番号	電話番号
日本赤十字社 鹿児島県支部事務局	事務局長 松田 典久	鹿児島市鴨池新町1番5号	890-0064	(099) 252-0600
鹿児島赤十字病院	院長 武富 榮二	鹿児島市平川町2545番地	891-0133	(099) 261-2111
鹿児島県赤十字 血液センター	所長 竹原 哲彦	鹿児島市鴨池新町1番5号	890-0064	(099) 257-3141
特別養護老人ホーム 錦江園	園長 小池 聡	鹿児島市平川町2530番の1	891-0133	(099) 261-2789

人 道

国際赤十字・赤新月運動（以下、赤十字・赤新月）は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的および国内的に努力する。その目的は、生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。赤十字・赤新月はすべての国民間の相互理解、友情、協力及び堅固な平和を助長する。

公 平

赤十字・赤新月は国籍、人種、宗教、社会的地位又は政治上の意見によるいかなる差別をもしない。赤十字・赤新月はただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合もっとも急を要する困苦をまっさきに取り扱う。

中 立

すべての人からいつも信頼を受けるために、赤十字・赤新月は戦闘行為の時いずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも政治的、人種的、宗教的または思想的性格の紛争には参加しない。

独 立

赤十字・赤新月は独立である。各国の赤十字社、赤新月社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律に従うが、常に赤十字・赤新月の諸原則にしたがって行動できるよう、その自主性を保たなければならない。

奉 仕

赤十字・赤新月は、利益を求めない奉仕的救護組織である

単 一

いかなる国にもただ一つの赤十字社あるいは赤新月社しかあり得ない。赤十字社、赤新月社はすべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行わなければならない。

世 界 性

赤十字・赤新月は世界的機構であり、その中においてすべての赤十字社、赤新月社は同等の権利を持ち、相互援助の義務を持つ。

令和2年度 事業計画

令和2年1月 発行

日本赤十字社鹿児島県支部

〒890-0064

鹿児島市鴨池新町1-5

電話 099(252)0600

FAX 099(258)7037

インターネットホームページアドレス
<http://www.kagoshima.jrc.or.jp/>



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

人間を救うのは、人間だ。 Our world. Your move.